

鳥取縣公報

昭和二十二年三月二十八日

金曜日

縣
令

◆鳥取縣令第三十四號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三極楮検査手數料

規則中次のよう改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

◆鳥取縣令第三十三號
昭和十六年十月鳥取縣令第五十六號鳥取縣諸類検査手數料

規則中次のよう改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

第一條第一項中生甘諸一包裝に付「金一錢五厘」を「金二

十四錢」に、干甘諸一包裝に付「金一錢五厘」を「金四十
錢」に、馬鈴薯一包裝に付「金一錢五厘」を「金三十錢」
に、同條第二項中各一貫に付生甘諸「金一錢五厘」を「金
二錢」に、干甘諸「金一厘」を「金五錢」に、馬鈴薯「金
一厘」を「金二錢」に改める。

◆鳥取縣令第三十五號
昭和十九年十月鳥取縣令第六十八號鳥取縣種用諸類検査手
數料規則中次の様に改正し公布の日からこれを施行する。

00725

備考

第一項第二十一號様式備考ノート同シ

二、同時議決ノ追加豫算ハ之ヲ當初豫算トシテ計上スルコト

三、豫算現額ヲ欄ニヘ豫算額、豫算決定後追加額、各額又令達額、流用増減額ノ差引合計ヲ記載スルコト

告示

示

◇鳥取縣告示第百二十八號

左記の者にたいし昭和二十二年三月二十五日頭書の免許狀を授與した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

免 許 號	記 種	別	氏 名
一四五			
一四六	同	若林郁子	水島五百子
一四七	同		
一四八	同		門勝君代
一四九	同		米谷敏子
一五〇	同		尾島章子
一五一	同		門永美智子
一五二	同		堀尾美喜子
一五三	同	井藤愛子	井前花子
一五四	同	高瀬照子	北山敏子
一五六	同	宇田川茂子	前田富由子
一五七	同		
一五八	同	赤瀬幸子	
一五九	同	若原敏子	
一六〇	同	荒木悦子	
一六一	同	池淵昭子	
一六二	同	松本ひさ子	
一六三	同	谷田萬千緒	
一六四	同	徳永幸子	
一六五	同	伊藤美津子	
一六六	同	磯江妙子	
一六七	同	本池美佐子	
一六八	同	藤原綾子	
一六九	同	佐藤富美枝	
一七〇	同	都井敏子	
一七一	同	平岡晨子	
一七二	同	谷本貞子	
一七三	同		

00726

◇鳥取縣告示第百二十九號

裝蹄師法第一條第二項第三號に當る次の者に對し裝蹄師免許證を交付した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

登錄番號	登錄年月日	本籍	氏 名
第二六號	昭和二十二年三月二十六日	鳥取縣	眞島岩太郎
第二七號	同	圓岡義信	

◇鳥取縣告示第百三十號

價格等取締規則第三條の規定により濃縮甘味香料「フレバ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市元籠物師町五一
森永食糧工業株式會社鳥取出張所

二、届出品名及び價格

夏

目

光

男

(一) 品名 フレーベー

(二) 最終販賣價格 容器付

三〇〇〇 一〇〇、〇〇〇

三〇〇〇 一〇〇、〇〇〇

鳥取縣公報配付申込書

三、右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付した價格とし、査定を受けないものは五割下げるとする。

四、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定したときはこの届出價格は失効する。

五、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止することがある。

彙報

◎鳥取縣公報購讀申込の件

昭和二十二年度(自昭和二十二年四月一日 至昭和二十三年三月三十日)鳥取縣公報の有償配付を受けたいものは

- 一、昭和二十二年分 何部
右購讀したいので昭和四年鳥取縣告示第三十號鳥取縣公報發行規程により申込みます

昭和 年 月 日

住所

殿

團體名又は個人氏名印

鳥取縣知事

殿

五、備考

有償配付を受けたいもので、本年度より引續き購讀しているものは右申込書の右肩に(前)と記し、更に團體法人等でその名稱、住所若くは責任者の職名氏名の變更があつた場合は、各その前名稱、住所若くは氏名を新住所氏名の横に(前)として併記すること。

昭和二十二年三月二十八日印

鳥取 県 公 報

(昭和四年四月十五日)
第三回

鳥取縣鳥取市東山
發行者
鳥取縣
鳥取市
印刷
鳥取縣
鳥取市
鳥取縣
鳥取市

左記により秘書課宛申込まれたい。